

一般財団法人ふくしま建築住宅センター
建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る技術的審査業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この技術的審査業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人ふくしま建築住宅センター（以下「センター」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第30条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 技術的審査は、認定基準への適合性について、公正かつ適確に実施しなければならない。

(技術的審査の実施機関の原則)

第3条 技術的審査を実施できる機関は次のとおりとする。

- (1) 審査対象が住宅の場合 登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- (2) 審査対象が非住宅の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- (3) 審査対象が住宅及び非住宅を含む複合建築物（以下「複合建築物」という。）の場合 住宅部分は登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関、非住宅部分は登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地、業務区域等)

第4条 技術的審査を行う時間は、休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) その他センターが指定する日

3 技術的審査の業務を行うセンターの事務所を次のとおりとする。

- (1) 県北事務所 福島県福島市五月町4番25号
- (2) 県中事務所 福島県郡山市開成5丁目10番5号
- (3) いわき事務所 福島県いわき市平字童子町4番地の18
- (4) 会津事務所 福島県会津若松市西年貢二丁目1番17号

4 技術的審査の業務区域は、福島県全域とする。

5 センターは、関係所管行政庁が定める区分の認定基準について技術的審査の業務を行うものとする。

第2章 技術的審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

(所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)

第5条 所管行政庁に認定申請する前に技術的審査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）又は技術的審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者（以下「代理者」といい、依頼者又は代理者を「依頼者等」という。）は、センターに対し、次の各号に掲げる図書（以下「技術的審査用提出図書」という。）を、正副2部提出しなければならない。

- (1) 別記様式1号の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書(以下「依頼書」という。)
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。)第20条第1項で定める認定申請書(別記様式第二十七)
 - (3) 技術的審査の対象となる建築物の設計図書等(規則第20条第1項の表に定める図書その他センターが技術的審査のために必要と認める図書(以下「技術的審査添付図書等」という。))のうち、技術的審査の依頼がされた認定基準の区分に応じ必要となる設計図書等
- 2 センターは、技術的審査用提出図書の受理については、あらかじめ依頼者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と依頼者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)の受理によることができる。この場合、前項の規定にかかわらず図書の提出は1部とする。

(適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼)

第6条 依頼者は、第11条に規定する適合証の交付を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合には、センターに変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者等はセンターに対し、次の各号(センターにおいて直前の技術的審査を行っている場合にあっては、第3号を除く。)に掲げる図書を、正副2部提出しなければならない。

- (1) 別記様式3号の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る技術的審査依頼書
- (2) 技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの
- (3) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し

2 前条第2項の規定は、前項の依頼について準用する。

(技術的審査の依頼の引受及び契約)

第7条 センターは、第5条又は前条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理することとする。

- (1) 技術的審査を依頼された建築物の所在地が、第4条の業務を行う区域内であること
- (2) 技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと
- (3) 技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと
- (4) 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと

2 センターは、前項の確認により、技術的審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めることとする。

3 依頼者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、依頼を引受けることができない理由を明らかにするとともに、依頼者等に技術的審査用提出図書を返却することとする。

4 センターは、第1項により技術的審査の依頼を引受ける場合においては、依頼者に引受承諾書を交付する。この場合、依頼者とセンターは別に定める技術的審査業務約款(以下「技術的審査業務約款」という)に基づき契約を締結したものとみなす。

5 前項の技術的審査業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記しなければならない。

- (1) 依頼者等は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であるとセンターが認めて請求した場合は、技術的審査を行うのに必要な追加書類をセンターが定めた期日までにセンターに提出しなければならない旨の規定
- (2) 依頼者等は、センターが認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、センターが定

めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定

- (3) 別記様式2号の適合証の交付前までに、依頼者の都合により依頼内容を変更する場合は、依頼者は、センターが定めた期日までにセンターに変更部分の技術的審査用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものとセンターが認める場合にあっては、依頼者は、当初の依頼内容に係る依頼を取下げ、別に改めて技術的審査を依頼しなければならない旨の規定
- (4) センターは、適合証を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定
- (5) センターは、依頼者が第1号から第3号までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
- (6) センターは、不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- (7) 依頼者が、その理由を明示の上、センターに書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であるとセンターが認めるときは、センターは業務期日の延期をすることができる旨の規定
- (8) センターは、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定
- (9) センターは、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

（技術的審査の依頼の取り下げ）

第8条 依頼者等は、第11条第1項の適合証又は同条第3項の通知書が交付される前に技術的審査の依頼を取り下げる場合には、その旨を記載した取り下げ届（別記様式6号）をセンターに提出することとする。

- 2 前項により取り下げ届の提出を受けたセンターは、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書を依頼者等に返却することとする。
- 3 センターは、第1項に規定する図書の受理については、あらかじめ依頼者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

（所管行政庁から依頼される技術的審査）

第9条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査は、所管行政庁との契約に基づき行うこととする。

第2節 技術的審査の実施方法

（技術的審査の実施方法）

第10条 センターは、技術的審査の依頼を引受けたときは、速やかに、第13条に定める審査員に技術的審査を実施させなければならない。

- 2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。
 - (1) 技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。
 - (2) 技術的審査を依頼された建築物エネルギー消費性能向上計画が認定基準に適合しているかどうかを確認する。
 - (3) 技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類等を求め

て審査を行う。

- 3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者等に説明を求めることとする。

(適合証の交付等)

- 第 11 条 センターは、審査員の技術的審査の結果、依頼に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が認定基準に適合すると認めたときは、第 5 条による依頼の場合は適合証（別記様式 2 号）を、第 6 条による依頼の場合は適合証（変更）（別記様式 4 号）を依頼者に交付することとする。
- 2 前項の適合証における次の各号の部分には、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。
 - (1) 適合証交付番号 別表「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適合証交付番号
 - (2) 適合の範囲 技術的審査を行った認定基準の区分
- 3 センターは審査員の技術的審査の結果、依頼に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めたときは、その旨の通知書（別記様式 5 号）を依頼者に交付することとする。
- 4 センターは既に適合証の交付を行っている建築物に対し、当該建築物に係る技術的審査の依頼者より再交付の申請があった場合は、適合証の交付を行うこととする。
- 5 センターは、前各項に規定する図書の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付（以下「電子交付」という。）とすることができる。

第 3 章 技術的審査手数料

(技術的審査手数料)

- 第 12 条 センターは、技術的審査の実施に関し、別に定める技術的審査手数料を徴収することができる。
- 2 センターは、前項の技術的審査手数料についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。
- 3 所管行政庁からの依頼による場合の技術的審査手数料については、所管行政庁との契約に基づくものとする。

第 4 章 審査員

(審査員)

- 第 13 条 センターは、次に該当する者（以下「審査員」という。）に技術的審査を行わせなければならない。
 - (1) 住宅にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保促進法」という。）第 13 条に定める評価員（センターの職員以外に委嘱する評価員を含む。）で、共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有する者又は法第 42 条に定める適合性判定員、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）又はセンター（以下「協会等」という。）が実施する技術的審査に関する研修を受講し、センターが選任した者。
 - (2) 非住宅にあつては、法第 42 条に規定する適合性判定員で、かつ、協会等が実施する技術的審査に関する研修を受講し、センターが選任した者。
 - (3) 複合建築物にあつては、住宅部分については第 1 号の審査員が行い、非住宅部分については前号の審査員が行う。
- 2 前項第 1 号に定める審査員の技術的審査を行う住宅の範囲は、住宅品質確保促進法別表中欄に掲

げる要件に応じ、同表上欄に掲げる住宅の区分とする。

(秘密保持義務)

第 14 条 センターの役員及びその職員（審査員を含む。）並びにこれらの者であった者は、技術的審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章 技術的審査の業務に関する公正及び適正性の確保

(技術的審査の業務に関する公正の確保)

第 15 条 センターは、センターの役員又はその職員（審査員を含む。（以下本条において同じ））が、技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないこととする。

2 センターは、センターの役員又はその職員が、技術的審査の依頼に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないこととする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 センターは、センターの役員又は職員（過去 2 年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが当該センターの役員又は職員である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員が当該依頼に係る技術的審査の業務を行う場合に限る。）は、当該依頼に係る技術的審査を行わないこととする。

- (1) 技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合
- (2) 技術的審査の依頼に係る建築物について、前項第 1 号から第 4 号までのいずれかに掲げる業務を行った場合

4 センターは、技術的審査に係る業務の公正かつ適正性を確保するため、協会が必要と認めた場合に行う監査等に協力しなければならない。

第 6 章 雑 則

(帳簿の作成及び保存方法)

第 16 条 センターは、次の各号に掲げる事項を記載した技術的審査業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存しなければならない。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 技術的審査業務の対象となる建築物の名称
- (3) 技術的審査業務の対象となる建築物の所在地
- (4) 技術的審査の依頼を受けた年月日
- (5) 技術的審査を行った審査員の氏名
- (6) 技術的審査手数料の金額
- (7) 第 11 条第 1 項の適合証の交付番号
- (8) 第 11 条第 1 項の適合証の交付を行った年月日又は第 11 条第 3 項の通知書の交付を行った年月日

2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を

必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 17 条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第 16 条第 1 項の帳簿 技術的審査の業務を廃止した日の属する年度から 15 事業年度
- (2) 第 5 条第 1 項の技術的審査用提出図書(所管行政庁との契約により保存不要な場合を除く。)

及び第 11 条第 1 項の適合証の写し 適合証の交付を行った日の属する年度から 15 事業年度

2 センターは、技術的審査の業務の全部を廃止した時において、廃止した業務を継承する他機関がある場合は、帳簿及び書類を当該機関へ引き継ぐこととする。

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第 18 条 前条各号に掲げる文書の保存は、技術的審査中にあつては技術的審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、技術的審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条第 1 号に規定する帳簿への記載事項及び同条第 2 号に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(事前相談)

第 19 条 依頼者等は、技術的審査の依頼に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合において、センターは、誠実かつ公正に対応しなければならない。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 20 条 センターは、電子情報処理組織による技術的審査に係る依頼の引受及び図書の交付を行う場合にあっては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(国土交通省等への報告等)

第 21 条 センターは、公正な業務を実施するために国土交通省等から業務に関する報告等を求められた場合には、審査内容、判断根拠その他情報について報告等を行うこととする。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1

「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、17桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○-○-○○-○○○○-○-○-○○○○○』

1～3桁目	登録住宅性能評価機関番号（国土交通省登録番号とは異なる）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（国土交通省登録番号）
4桁目	1：登録住宅性能評価機関のみの業務を実施 2：登録建築物エネルギー消費性能判定機関のみの業務を実施 3：登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を実施
5～6桁目	登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号 県北事務所 「01」 県中事務所 「02」 いわき事務所 「03」 会津事務所 「04」
7～10桁目	適合証交付日の西暦
11桁目	1：新築 2：増築、改築、修繕、模様替 3：空調設備等の設置 4：空調設備等の改修
12桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等での建築物申請 3：共同住宅等での住戸申請（欠番） 4：住宅と非住宅の複合用途での建築物申請 5：住戸と非住宅の複合用途での住戸申請（欠番） 6：単独用途の非住宅での建築物申請 7：複数用途の非住宅での建築物申請 8：一戸建ての住宅※ 9：共同住宅等※ A：非住宅※ B：複合建築物※ C：複合建築物の非住宅部分 D：複合建築物の住宅部分

13～17桁目 通し番号(12桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。)

※ 建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載された申請において申請対象建築物の建物用途を選択する。

注) 住宅と非住宅の複合用途での建築物申請の場合、1～3桁目の付番は登録住宅性能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号のいずれかとし、5～6桁目の付番は、当該機関の事務所毎に付する番号とする。

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書

年 月 日

一般財団法人ふくしま建築住宅センター

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る技術的審査業務規程に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項に定める性能向上計画認定に係る認定基準への適合性について、下記の建築物の技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準】

- ☐ 法第30条第1項第1号関係
☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
☐ 一次エネルギー消費量に関する事項
☐ 法第30条第1項第2号関係（基本方針）
☐ 法第30条第1項第3号関係（資金計画）
☐ 法第30条第1項第4号関係（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）

【建築物の位置】

【建築物の名称】

【建築物の用途】 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 非住宅建築物 ☐ 共同住宅等 ☐ 複合建築物

【建築物の工事種別】 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 修繕又は模様替
☐ 空気調和設備等の設置 ☐ 空気調和設備等の改修

【申請の対象とする範囲】 ☐ 建築物全体
☐ 建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る）
☐ 複合建築物の非住宅部分 ☐ 複合建築物の住宅部分

【認定申請先の所管行政庁名】

【認定申請予定日】

※受付欄	※手数料欄
年 月 日	
第 号	
依頼受付者氏名	

(注意)

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査

適 合 証

様

一般財団法人ふくしま建築住宅センター

建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る技術的審査業務規程に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 建築物の用途 ☐一戸建ての住宅 ☐非住宅建築物 ☐共同住宅等 ☐複合建築物
4. 建築物の工事種別 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐修繕又は模様替
☐空気調和設備等の設置 ☐空気調和設備等の改修
5. 申請の対象とする範囲 ☐建築物全体
☐建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る）
☐複合建築物の非住宅部分 ☐複合建築物の住宅部分
6. 認定申請先の所管行政庁名
7. 技術的審査を依頼する認定基準
☐法第30条第1項第1号関係
☐外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
☐一次エネルギー消費量に関する事項
☐法第30条第1項第2号関係（基本方針）
☐法第30条第1項第3号関係（資金計画）
☐法第30条第1項第4号関係（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認 定 申 請 予 定 日	年 月 日
適 合 証 交 付 年 月 日	年 月 日
適 合 証 交 付 番 号	〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇
審 査 員 氏 名	

建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る技術的審査依頼書

年 月 日

一般財団法人ふくしま建築住宅センター

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

下記の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る技術的審査業務規程第 6 条に基づき、変更の技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準】

- ☐ 法第 30 条第 1 項第 1 号関係
☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
☐ 一次エネルギー消費量に関する事項
☐ 法第 30 条第 1 項第 2 号関係（基本方針）
☐ 法第 30 条第 1 項第 3 号関係（資金計画）
☐ 法第 30 条第 1 項第 4 号関係（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る）

【計画を変更する建築物の適合証】

1. 適合証交付番号 第 号
2. 適合証交付年月日
3. 適合証を交付した者
4. 変更の概要
5. 変更の対象となる認定申請書の申請日

※受付欄	※手数料欄
年 月 日	
第 号	
依頼受付者	

(注意)

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査 適 合 証（ 変 更 ）

様

一般財団法人ふくしま建築住宅センター

建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る技術的審査業務規程に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 建築物の用途 ☐一戸建ての住宅 ☐非住宅建築物 ☐共同住宅等 ☐複合建築物
4. 建築物の工事種別 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐修繕又は模様替
 ☐空気調和設備等の設置 ☐空気調和設備等の改修
5. 申請の対象とする範囲 ☐建築物全体
 ☐建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る）
 ☐複合建築物の非住宅部分 ☐複合建築物の住宅部分
6. 認定申請先の所管行政庁名
7. 技術的審査を依頼する認定基準
 ☐法第30条第1項第1号関係
 ☐外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
 ☐一次エネルギー消費量に関する事項
 ☐法第30条第1項第2号関係（基本方針）
 ☐法第30条第1項第3号関係（資金計画）
 ☐法第30条第1項第4号関係（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認 定 申 請 日	年 月 日
適 合 証 交 付 年 月 日	年 月 日
適 合 証 交 付 番 号	〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇
審 査 員 氏 名	

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 印

別添の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書及びその添付図書に記載の建築物については、下記の理由により適合証を交付できませんので、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る技術的審査業務規程第 11 条第 3 項に基づき、通知書を交付します。

(理由)

別記様式 6 号

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査 取り下げ届

年 月 日

一般財団法人ふくしま建築住宅センター

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る技術的審査依頼につきまして、下記により建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る技術的審査業務規程第 8 条第 1 項に基づき、依頼を取り下げます。

記

1. 依頼書提出日 : 年 月 日
2. 受付番号 :
3. 建築物の位置 :

